

【施設向け】

幼児教育・保育の無償化に関するよくあるQ&A（令和元年6月20日時点）

Q1：払っている利用料全てが無償化の対象となりますか？

A1： 今回の無償化の対象経費は、「保育料のみ」となります。そのため、給食費、教材費、送迎費など無償化の対象とならない費用については、保護者からの実費徴収となります。

Q2：無償化の対象施設となるための手続きは必要ですか？

A2： 保育所、小規模保育、認定こども園（保育所として利用）は、手続きは不要です。

認定こども園（幼稚園として利用）、新制度の私立幼稚園、公立幼稚園の預かり保育事業については、町へ「確認申請」の手続きが必要となります。

新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育施設についても、町へ「確認申請」の手続きが必要となります。

●申請書に添付する主な書類 ※全施設・全事業共通

- ・定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- ・役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- ・法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

その他、事業種によって児童福祉法に基づき届け出た設置届及び変更届の写し、料金表及び利用案内、パンフレット、設備面積などの添付が必要となります。

Q3：利用料について、必ず領収証等の交付は必要ですか？

A3： 今回の無償化の対象経費は保育料のみとなっており、償還払い方式となります。したがって、保護者は北谷町に保育料を請求する際、施設からの領収証及び提供証明書を添付する必要がありますので、この2つの交付が必要となります。

現在、様式作成中のため、完成しましたらご提供いたします。

なお、本様式は保育料及び保育料以外の経費（給食費、教材費、送迎費など）を分けて記載することとなります。

Q 4 : 保育料について、無償化対象と対象外で設定することは可能ですか？

A 4 : 保育の質・量などで保育料が設定されることが原則となりますので、無償化対象と対象外で保育料に差をつけることはできません。

Q 5 : 給食費は必ず実費徴収が必要ですか？

A 5 : 弁当又は施設が費用負担する場合は徴収の必要はありません。
※保護者からの徴収金を一切使用しない場合に限りです。